

FX クリアリング取引に関する業務規程の特例の施行規則

(目的)

第1条 この規則は、業務規程（以下「規程」という。）及びFXクリアリング取引に関する業務規程の特例（以下「FXクリアリング特例」という。）に基づき、本取引所が定める事項について規定する。

(呼び値取消の受付時間)

第2条 FXクリアリング特例第5条第3項に規定する呼び値の取消は、付合せ時間帯の開始時からその終了時までの間に受け付けることができる。

2 本取引所は、必要があると認めるときは、呼び値の取消を、前項に規定する受付時間のほか、本取引所がその都度定める時間に受け付けることができるものとする。

(呼び値に関する事項)

第3条 FXクリアリング特例第13条第8項に規定する、バイラテラル方式によるFXクリアリング取引の呼び値に関し本取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 呼び値に関する入力事項

FX取引参加者及びLP取引参加者は、成立させようとするFXクリアリング取引に関し、呼び値の提示と併せて、以下の事項を参加者端末装置に入力する方法により、本取引所に対して明らかにするものとする。

イ FXクリアリング取引の種類

ロ 売付取引又は買付取引の別

ハ 元本通貨建ての金額

ニ 取引日付

ホ 相手方として指定するFXクリアリング取引参加者（FX取引参加者にあつてはLP取引参加者とし、LP取引参加者にあつてはFX取引参加者とする。）の識別コード

ヘ その他本取引所が別に定める事項

(2) 呼び値の効力

FXクリアリング取引・清算システムに入力された後の付合せのなされない呼び値については、当該呼び値がFXクリアリング取引・清算システムに入力された取引日の終了時に効力を失うものとする。ただし、規程第14条の規定によりFXクリアリング取引の停止が行われたとき又はFXクリアリング特例第6条第1項の規定により呼び値の臨時受付がなされたときの呼び値の効力については、本取引所がその都度定めることができる。

(呼び値に係る入力内容の訂正)

第4条 FXクリアリング特例第16条第3項に規定する入力内容の訂正は、以下の方法により行うものとする。

- (1) 呼び値の訂正は、FXクリアリング取引参加者が当該呼び値の取消を行ったうえ、あらたに正しい呼び値によりFXクリアリング特例第13条に定める入力をなす方法
- (2) 呼び値に係る数量の訂正は、当該呼び値に係る数量すべての取消を行ったうえ、あらたに正しい数量によりFXクリアリング特例第13条に定める入力をなす方法

(スワップポイント参考値の提示時間帯)

第5条 FXクリアリング特例第20条第1項に基づくLP取引参加者のスワップポイント参考値の提示は、次に定める時間帯に行うものとする。

一取引日の翌取引日における付合せ時間帯の開始時の属する暦日の午前9時00分から午前9時30分までとする。

(建玉整理制度による約定価格等)

第6条 一取引日のFXクリアリング特例第19条第1項に定める建玉整理制度に基づくFXクリアリング取引の約定価格は、当該取引日の業務方法書第90条の25第1項に規定するFXクリアリング清算価格とする。

2 FXクリアリング特例第19条第2項の規定により、本取引所がLP取引参加者ごとに定める数量は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一取引日の付合せ時間帯終了時刻において、LP売建玉（FXクリアリング特例第19条第1項に規定するLP売建玉をいう。以下同じ。）を有するすべてのLP取引参加者のLP売建玉の合計数量が、LP買建玉（FXクリアリング特例第19条第1項に規定するLP買建玉をいう。以下同じ。）を有するすべてのLP取引参加者のLP買建玉の合計数量を上回るとき

イ LP売建玉を有するLP取引参加者 LP買建玉を有するすべてのLP取引参加者のLP買建玉の合計数量を、LP売建玉を有する各LP取引参加者の当該売建玉の数量に応じて比例配分した数量

ロ LP買建玉を有するLP取引参加者 各LP取引参加者の有するLP買建玉の数量

- (2) 一取引日の付合せ時間帯終了時刻において、LP売建玉を有するすべてのLP取引参加者のLP売建玉の合計数量が、LP買建玉を有するすべてのLP取引参加者のLP買建玉の合計数量を下回るとき

イ LP売建玉を有するLP取引参加者 各LP取引参加者の有するLP売建玉の数量

ロ LP買建玉を有するLP取引参加者 LP売建玉を有するすべてのLP取引参加者のLP売建玉の合計数量を、LP買建玉を有する各LP取引参加者のLP買建玉の数量に応じて比例配分した数量

- 3 前項第1号イ又は第2号ロの規定に基づき比例配分される数量の計算に関し本取引所が必要と認める事項については、本取引所が都度定めるものとする。

(利益相反のおそれのある取引の防止体制)

第7条 FXクリアリング特例第22条の規定に基づき、LP取引参加者であり、かつ、FX取引参加者として業務を行うFXクリアリング取引参加者が利益相反のおそれのある取引その他の不公正取引のおそれのある行為を防止するため整備すべき体制は、以下のとおりとする。

- (1) LP取引参加者としての業務を行う部署と、FX取引参加者としての業務を行う部署が分離されている体制
- (2) LP取引参加者に係る責任者及び担当者と、FX取引参加者に係る責任者及び担当者が分離されている体制
- (3) LP取引参加者としての業務を行う部署とFX取引参加者としての業務を行う部署との間において、FXクリアリング取引に係る情報の管理が物理的かつシステムの的に遮断されている体制
- (4) その他本取引所が必要と認める体制

(情報通信の技術を利用する通知内容のFXクリアリング取引参加者への提供方法)

第8条 FXクリアリング特例第26条に規定する本取引所が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 本取引所の使用に係る電子計算機とFXクリアリング取引参加者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 本取引所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたFXクリアリング特例別表に定める事項を電気通信回線を通じてFXクリアリング取引参加者の閲覧に供し、当該FXクリアリング取引参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにFXクリアリング特例別表に定める事項を記録したものを送付する方法
- 2 前項第1号の「電子情報処理組織」とは、本取引所の使用に係る電子計算機と、FXクリアリング取引参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

附則

この規則は、2021年4月12日から施行する。